

高知大学設備サポート戦略室規則

平成26年4月23日
規則第3号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第30条第1項の規定に基づき高知大学に設置する高知大学設備サポート戦略室（以下「戦略室」という。）に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 戦略室は、高知大学の研究設備を有効活用し、研究の活性化を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究設備の全学的な戦略的配置計画の立案に関すること。
- (2) 研究設備の共同利用の促進に関すること。
- (3) 研究設備利用における技術支援に関すること。
- (4) その他研究設備の効率的利用に関すること。

(職員)

第4条 戦略室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 兼務教員
 - (3) 技術職員
 - (4) その他室長が必要と認めた職員
- 2 前項の室長は、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。
- 3 戦略室に副室長を置くことができる。
- 4 前項の副室長は、第1項第2号から第4号までに掲げる者のうちから室長が指名し、学長が任命する。
- 5 第1項第2号の兼務教員は室長が推薦し、学長が任命する。

(運営組織)

第5条 戦略室に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 戦略室の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるほか、戦略室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日規則第119号)

この規則は、平成27年3月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日規則第99号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。